

訪問看護及び介護予防訪問看護

メディカルケアステーション白雫 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ベストスタッフが開設するメディカルケアステーション白雫(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援することとする。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 メディカルケアステーション白雫
- ② 所在地 兵庫県揖保郡太子町立岡 274-14

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たることとする。

(2)看護職員等 2.5以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たることとする。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たることとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導

- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円を徴収する。
- 3 死後の処置料は、12,000円～とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、太子町全域、姫路市(家島町除く)、たつの市(新宮町除く)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業の提供に対する人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待防止委員会を設置するとともに、責任者の措置、相談窓口の措置等に苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修そのほか必要な措置を講ずるものとする。

- 2. 前項に定める虐待防止委員会の詳細については別紙「虐待防止のための指針」にて定めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業者は身体拘束適正委員会を設置するとともに、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するために緊急、その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3. 事業者は、従業者に対して、身体拘束の禁止のための研修を定期的実施するものとする。
- 4. 前項に定める身体拘束適正委員会については別紙「身体拘束等適正のための指針」にて定めるものとする。

(人格の尊重)

第12条 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならないものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 ステーションは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応として、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。
- (2) 事故が発生した場合、またはその危険性が生じた場合に、当該事実がステーションの管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業員に周知徹底する体制を整備することとする。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び看護職員等に対する研修を定期的に行うものとする。
- 2 ステーションは利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとする。
- 3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置に対して記録しなければならないものとする。
- 4 ステーションは、利用者に対するサービスの提供において、故意または重大な過失により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第14条 ステーションは、その提供するサービスの質の評価をし、常にその改善を図らなければならないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ベストスタッフとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(暴力団の排除)

第16条 ステーションは、その運営において、暴力団の支配を受けてはならないこととする。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。